

令和7年度 観光人材育成推進事業実施要領

1 趣旨

県内の観光関係者等の観光事業に対する意識啓発等を図るため、地域又は業界観光関連団体等が主体となり開催する研修会等を支援し、観光みやぎを推進する。

なお、実施にあたっては観光関連団体等からの申込を受け、開催基準を満たす団体等と共同で実施する。

2 支援対象団体等

宮城県観光連盟会員（以下 会員）及び会員からの推薦団体等

3 支援内容

講師等の招請に係る謝金及び交通費の実費分を負担するもの。また、各研修会等の周知を行うもの。なお、負担額については上限の範囲内とする。

4 研修会等の開催基準

- (1) 目的が、観光事業に対する意識啓発、先進観光事業の推進、観光従事者等の接遇技術の向上等、観光みやぎの推進を目的とする公益事業であること。
- (2) (公社)宮城県観光連盟との共催事業とすること。
- (3) 宮城県内で開催し、参加者を原則、特定者に限定しないこと。
- (4) 参加者見込数が20名以上であること。
- (5) 補助・受託事業など、他の団体からの支援が無いこと。
- (6) 令和8年3月19日までに開催すること。

5 申込者の役割

参加者を募り、会場の手配等開催に係る業務全般を担当するとともに、それらに係る経費を負担する。また、終了後は事業報告（別紙様式）を提出するもの。

6 申込み方法

申込書（別紙様式）に必要事項を記入し、宮城県観光連盟あてに提出する。

7 開催の決定

申込書受付後、その内容を確認し適当と認めた場合は、申込者に開催決定の通知をする。

8 書類の提出

申込者は研修会開催2週間前までに研修会等の参加募集要領等及び講師プロフィール

を宮城県観光連盟に提出する。

9 事業報告

- (1) 研修会等終了後、申込者は事業報告書（別紙様式）及び謝金及び旅費交通費の支払い証書等の写しを添えて負担金として請求する。
- (2) 令和8年3月25日までに提出すること。

10 お問い合わせ・お申込み先

(公社)宮城県観光連盟 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL022-221-1864 FAX 022-211-2829 メール info@miyagi-kankou.or.jp